

刈谷市犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)を制定するに当たり、犯罪被害者及びその家族の支援に関し有識者の意見を聴くため、刈谷市犯罪被害者等支援条例検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例の制定に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 関係行政機関の職員

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活安全部くらし安心課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。